

指名停止措置についての公表

● 指名停止を受けた業者

商号又は名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地
日本郵便（株）	代表取締役社長 千田 哲也	東京都千代田区大手町二丁目3番1号

● 指名停止の内容

指名停止期間	令和8年4月15日から令和8年7月14日まで（3月）
指名停止の理由	<p>国土交通省にて、貨物自動車運送事業法関係法令の規定に違反する事実が確認されたとして、一般貨物自動車運送事業の許可の取り消し処分を受けた。また、国土交通省の監査により違反事実が確認された1,862営業所について、貨物軽自動車運送事業に係る自動車の使用の停止処分を受けた。</p> <p>このことから、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるため。</p> <p>【香南市指名停止措置要綱】</p> <p>（不正又は不誠実な行為） 「別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務（市発注業務以外の業務を含む。）に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。」に該当</p>